

新潟県の野鳥糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内7例目）

<新潟県同時発表>

令和2年11月30日（月）

環境省が実施している野鳥の糞便調査において、11月16日（月）に新潟県阿賀野市で採取した検体から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出（陽性）された旨の報告がありました。なお、採取地点は11月25日に高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された採取地点と同一となります。

1. 経緯

- 11月16日（月） ・新潟県阿賀野市で野鳥糞便を採取※
- 11月18日（水） ・動物検疫所で遺伝子検査を実施した結果、A型インフルエンザウイルス遺伝子の陽性反応
- 11月30日（月） ・国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が確定検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出

※ 11月25日（水）に環境試料（水）から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された採取場所と同一の場所で採取。

2. 今後の対応

- (1) 採取地点の周辺10km圏内は、11月25日（水）に野鳥監視重点区域として指定済みの区域となるため、引き続き、野鳥の監視を強化します。
- (2) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)に掲載)に準じて、野鳥の監視強化を始めとした対応を行います。
- (3) 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、11月5日付けで最高レベルとなる「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視強化を継続します。

3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをいただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- (2) 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いいたします。

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【参考情報】

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

環境省自然環境局野生生物課			
鳥獣保護管理室			
直通	03-5521-8285		
代表	03-3581-3351		
室長	川越 久史	(内線 6470)	
企画官	立田 理一郎	(内線 6465)	
係長	福田 真	(内線 6670)	
担当	近藤 千尋	(内線 6676)	